

「始建國天鳳三年當食者案」冊書の考察

——漢代の「案」の語義を中心に——

鵜飼昌男

はじめに

- 一 「當食者案」冊書の解釋
- 二 「卒物故案」と「功勞案」
- 三 文書簡に見られる「案」
- 四 文獻に見られる「案」
結びにかえて

はじめに

近年、相次ぐ考古學の成果に伴って簡牘史料も飛躍的な増加が報じられている。連雲港市の尹灣漢簡の上計に關する簡牘の正式報告が閉近に迫っており、一九九九年には甘肅省縣泉置遺跡について大部の正式報告が出されるという。更には、三國孫吳政權の帳簿關係を始めた約九萬枚の簡牘が、長沙市走馬樓遺跡から發見されている。我々はこれらの新史料を待つ間に、既に公刊されている居延・敦煌の漢簡を用いて、漢代の常用語に對する一定の解釋と現段階までの考證の限界を、明らかにしておく必要があるものと考ええる。

この一つの試みとして本稿では、新舊居延漢簡の中の「案」と記された表題簡に注目し、それらが漢代行政實務の中で

如何に取り扱われたのかを探ろうとするものである。なぜならば、今日一般に「案」とは草案・原案の如く考えられているが、特に「當食者案」を検討した結果、従来までの「案」についての解釋（素案―物事を行くに當って豫め用意された案―）に疑問が生じてくる。そこで、漢簡中に見られる「卒物故案」「功勞案」や文書簡の記載に登場する「案」、文獻史料に見られる「案」の用例を検討し、「當食者案」から得られた解釋を順次檢證してゆきたい。尙、漢簡の中には「案」そのものの用例が少なく、いきおい憶測や傍證によって論を進めざるを得ないことは豫めお断りしておきたい。

さて「案」の字について、『說文解字』は器物名詞として案を説明し、『急就章』も「楢杆槃案栢間盃」と器物を連ね、顏師古は「足無きを槃、足有るを案」と注している。⁽¹⁾動詞としては、漢簡の上申文書にしばしば見られる「謹んで文書を案ずるに」という常用語や、文獻に散見する「案驗」「案行」など、いずれも「調べる」という意味で専ら用いられている。書牘を表わす名詞としては、明の張自烈の撰した『正字通』辰集木部に、「官府興除の成例及び獄訟の論定するを亦案という」と記されたものが古いが、それより先の晉書劉興傳に「文案」の例が見られ、⁽²⁾隋唐になると文案書牘としての用例が増えてくる。

古來中國では、官府の書類は低い足が附けられた机案の上に載せられる習慣が一般的であった。⁽³⁾その習慣から書牘を載せる臺を指す名詞「案」が、そこに載せられた書牘を意味する言葉に轉用變化していったと考えられる。文獻中には「案」に對して、書牘と書牘を載せた臺という二通りの注釋が並記された箇所を、二、三見ることができる。これは先の語義の轉用が、注釋者の時代において既に一般化しており、その結果生じた解釋の相違と考えられるものである。

しかし、書牘としての語義をいまだ少し限定した、所謂「草案・原案」というような意味に對しては、白川靜氏の『字統』によれば、日本獨自の使用法であるという。⁽⁴⁾この說に従えば、従来までの「當食者案」に對する解釋は私自身をも含めて、字面から思いがけなくも日本的な解釋に陥っていた側面があったのではなからうか。本稿で試みる考察は、まさにこの點の是正にある。

一 「當食者案」冊書の解釋

(1) 從來までの解釋

邊境地域に配備されていた戍卒と官吏の生活は、糧食、奉錢、被服、被兵などの支給システムが、日常的に運営されることによって支えられていた。それらの運営状況は、主に漢簡の帳簿と名籍によって伺い知ることができる。しかし、綴じ紐の切れたそれら籍帳簡は、書式が單純であることに加えて、記載事項も相互に類似しているために、事項別に糧食、奉錢、被服、被兵など大まかな分類はできても、帳簿や名籍の表題が記される簡（以下本稿では表題簡と稱する）と、數量や内容を記した個々の簿録や名籍とを特定することは、非常に難しい微妙な考證を要する。

本節で取り上げる「當食者案」とは、居延漢簡の糧食支給システムに關係するもので、居延漢簡では、舊簡の三三・九（A8 圖版一七八）

●甲渠候官建昭三年十月當食案及穀出入簿
を含めて三枚の表題簡がある。

表題には「當食案」と「當食者案」と記された二種類のものが見つかっているが、いずれも同じものを意味している。表題に記される語句は「當に食（を支給）されるべき（者）の案」と釋讀し、現在も異論は出されていない。しかし、居延地域における食糧支給システムの全體像が把握できないために、「當食者案」の性格を明らかにできず、やむなく表題の釋文から簿録の書式を類推して、「毎月の食糧支給にあたって作成される、吏卒名の記された食糧支給臺帳」様のものを想定してきた。永田英正氏は、隧長と戍卒名及び穀物の支給量が記された

第四隊長……

……魏羽取） 卒□常五月食粟三石三〃

のような書式の簡に定めている。氏の研究によれば、（ ）内の別筆記事を受領記録と見なして、別筆が記される以前のこのような簡を「當食者案」、別筆による受領記録が記された場合には「當食者案」が「穀出入簿」に変わるといふ考えを示された。⁽⁵⁾

これに對して富谷至氏は「漢代穀倉制度——エチナ川流域の食料支給より——」において、煩雜な糧食關係帳簿簡の整理を試み、居延地域での穀物支給に關するシステムの體系化に取り組まれた。そこでは永田說の特徴である、受領記録が加筆されることによつて名籍が帳簿に變化するという點に異議を唱えられている。富谷氏は「當食者案」とは、食糧支給機關（居延地域では候官）で作成した、各吏卒へ支給すべき食糧の積算を記した帳簿であると説く。⁽⁶⁾氏の考える食糧支給システムについては、詳細は氏の論考をご覧いただきたいが、要約すると以下ようになる。候官管轄下の各部から送られてくる「廩名籍」（所屬隧と吏卒名のみが記載）にもとづいて、支給すべき食糧の積算を「當食者案」に記し、この案に従つて候官では食糧を各部に支給する。「穀出入簿」とはこの穀物の出入りを記したものであり、支給が行われた後に「廩某月食名籍」（廩名籍に個別支給量の記載が加えられた、言わば受領書にあたるもの）が、各部から提出されるというものである。

食糧關係の各種帳簿・名籍のつながりを、支給穀物の流れまで考慮して整理された氏の説明は、非常に明解で大筋において承認されるべきものと思うが、「當食者案」の理解については異なる部分がある。卓見では、食糧支給機關（候官や部倉）において作成される「當食者案」と「穀出入簿」との間には、氏の説では内容的に重複した部分がありすぎるように思われ、「當食者案」は通常の食糧支給システムの枠内に當てはめるべきものなのかという疑問が残る。氏は後述する居延新簡の「三十井候官始建國天鳳三年三月盡六月當食者案」について、A8甲渠候官址から三十井候官の當食者案が發見されていることの不自然さを理由に、敢えて主たる考察の對象から除外され、注において慎重なる意見を述べられている。⁽⁷⁾そのため「當食者案」の解釋は、表題簡に「當食者案及穀出入簿」と並記される例に沿つて、穀出入簿との關係の中

で試みられた結果、通常の食糧支給システムの中に「當食者案」が位置づけられてしまったのではないかと思う。

(2) 「三十井候官始建國天鳳三年三月盡六月當食者案」冊書の釋讀

居延新簡中にEPT六八・一九四・二〇七までの左記の如き一四枚の簡が、一つの冊書として復元できる。このことは『居延新簡』の釋讀擔當者も氣附いていたようで、報告書の中で既に一連の番號が與えられている。

(a) 始建國天鳳三年六月甲申朔丁酉、三十井鄣候習敢言之。謹移三月盡六月當食者案、敢言之。

(b) ●三十井候官始建國天鳳三年三月盡六月當食者案

(c) 三月餘戌卒二十一人 三月盡六月積六十三月

(d) 出戌卒二十一人 三月二十日盡六月晦減積三十九月

(e) 入戌卒十九人 三月六月積五十黍月

(f) 出戌卒十九人 三月盡五月三日減積二十月二十黍日

(g) 入戌卒三十一人 三月盡六月積百二十三月

(h) 出戌卒三十一人 三月盡五月三日減積三十一月

(i) 入戌卒黍人 三月盡五月三日積二十一月

(j) 出戌卒黍人 三月盡五月三日減積黍月□□

(k) 入戌卒二十八人 三月盡六月積八十三月

(l) 出戌卒二十八人 三月盡五月晦減積五十六月

(m) ●凡戌卒百一十六人 三月盡六月定積百黍十三月五日

(n) ●三十井候官始建國天鳳三年三月盡六月當食者案

これら一四枚の内、(a)は所謂送り状と呼ばれる送付文書であり、(b)~(n)までが當食者案である。送り状によれば、この冊書は三十井候官から甲渠候官へ出されたものであり、その出土地がA8破城子であることと符合する。従ってこれらの冊書は寫しではなく、送付されてきた當食者案そのものということになる。この當食者案は送り状の干支から六月十四日に發送され、四月から六月までの三カ月間についての穀物の出納状況を記している。簿録は(c)(d)、(e)(f)、というように出入二枚で對應しており、(e)では戊卒十九人用に四月から六月までの三カ月分の穀物の搬入量が日数を單位に書かれ、(f)ではその戊卒十九人に對して、實際には四月一カ月と五月の三日までの分が支出されたと書かれている。減積とは(一九人×一月分+十九人×五月の三日間分)の計算を行い、一月を三〇日として數えて算出される實搬出量(卒の消費量)を示している。同様な形式で三カ月間合計五度に及ぶ戊卒用穀物の出納が記録され、帳尻の役割を果たす簡(n)には、上段に戊卒の延べ人數を、下段に搬入量の合計三四八カ月分から各減積分の合計を差し引いた穀物殘量一七三月と五日分が記されている。(n)に見られる定積の「定」は、李均明氏の說に従つて、⁽⁸⁾「事後の結果得られたことを表わす」語句と解すべきもので、帳尻簡にはよく見られる。

さて、注意すべき點が一つある。それはこの當食者案には、誤りがそのまま残されて記載されているということである。誤りは二カ所あり、一つは(b)の減積には五月の三日間延べ一二三日分の記録が脱落していること、いま一つは(i)の搬入量の記載が三月盡六月と書かれるべきところを、搬出の記録と同様に三月盡五月三日と書いてしまっていることである。特に、(b)の戊卒一二三日分の記入漏れは、(m)の帳尻簡においてもそのまま差し引きが爲されており、この當食者案による報告は當時でも承認されたとは思われないが、記載に誤りがあることをもって、この當食者案を特別視するの必要はなく、出土地の疑問さえ解ければ、案の書式自體は信用に値すると考える。

では、最大の疑問點である三十井候官から甲渠候官へ送られてきた理由について、私見を述べることにしよう。論を進

める都合上、まず案に記載された戊卒について項を改めて述べることにする。

(3) 案の記載事項について

問題の「當食者案」の記載には、三カ月の間に五回の複數戊卒に關する穀物の出し入れが記されている。支出の日附や人数の記載を見ると、二一人で四月二十日から六月末までのものや、十九人で四月朔日から五月三日までのものなど、一群の記録には人数、期間ともに規則性は感じられない。各隧に配備される吏卒には定員が定められており、このバラバラな戊卒の記録には隧を単位とした動きが感じられず、臨時的な戊卒の動きに伴う記録であると考えられる。そこで想起される事項として、

●最省卒十六人 見卒二人

誠北部省卒竟野等八人、廼乙丑日食到部

というような「省卒」の存在を指摘したい。

漢簡には戊卒が所屬の隧を一時的に離れ、他の官署に赴いて作業を行う例が「省卒」という言葉で散見する。⁽⁹⁾この「省卒」に對する食糧支給の實態を伺わせる簡がある。

居延新簡の EPT 四・四八(A)(B)簡には、

始建國二年十月癸巳朔乙卯、城倉丞□移甲溝候官令史、鄣卒周仁等卅一人省作府、以府

記廩城倉用粟百卅六石、令史□曰、卒馮喜等十四人、廩五月盡八月、皆遣不當□ (A)

居延倉丞 尉史崇發行事□□

十月戊午卒同以來

(B)

とあり、居延城倉の丞(名は不明)から甲溝候官令史に宛てて出された下達文書簡である。それによれば、候官所屬の卒

二三四・九
EPT 五二・三七九

である周仁等卅一人は、居延都尉府に省卒として赴いて作業に従事しており、都尉府からの記によって彼等は居延城倉から合計百卅六石の粟を支給された。しかし、(城倉の)令史が言うには、卒の馮喜等十四人は五月より八月末までの食糧を受け取りながら、(作業に従事せず……云々)とある。(B)面はかなり荒れているが、封泥の印文と本文書の受け取り日時が記され、甲溝候官の尉史の崇が文書を開いて處理したという(A)面とは別筆の記載がある。恐らくは、省卒として派遣された卒の馮喜等十四人の仕事振りに關して問題が生じ、食糧の支給を都尉府から命じられていた居延城倉から、馮喜等十四人分の消費穀物の返済を甲溝候官に求めたのではないだろうか。單なる作業怠慢に關するクレームならば、省作地の都尉府から文書が出されるべきであるが、ここでは居延城倉から出されている點がそう思わせる。文末の切れている部分は「皆遣はすも、□(作業内容)に當らず」と讀んでみた。

ここには省卒の期間や人数ばかりでなく、特に甲溝候官所屬の卒が省作地の都尉府からの記によって、居延城倉から食糧支給を受けた事實が見られ興味深い。省卒には食糧が支給されるが、そのためには官署からの支給命令が必要で、それを承けて倉官が支給に當るのであった。⁽¹⁰⁾省作の場所も甲渠候官管内とは限らず、居延都尉府や他の候官であったりと多方面に及んでいる。候官ではその時々⁽¹¹⁾の命令に應じて、省作に従事する戍卒集團を編成し作地に派遣する。その集團は

第十七候長譚、送省卒詣官、五月己丑蚤食入 四人

二五四・一五

という詣官簿に見られる如く、⁽¹¹⁾候長隊長クラスの吏に率いられて、一定期間の作業に従事したようである。城倉で五月から八月までの食糧支給を受けたという期間の長さ、四十一人という半端な人数などは、まさに「當食者案」の戍卒の記載と符合するものである。

(4) 「當食者」という用語

次に、表題となっている「當食者」という用語について考えてみたい。この語句は、次の居延新簡EPF二二・四六二

(A)(B)簡にも見られる。

建武四年□□壬子朔壬申、守張掖(四字分缺損)曠、丞崇、謂城倉・居延・甲渠・卅井・殄北、言、吏當食者先得三月食調給

有書、爲調如牒、書到付受與校計同月出入毋令謬、如律令 (A)

掾陽・守屬恭・書佐參 (B)

この簡は建武四年朔日の干支から考えて二月の二一日に居延都尉府から、管下の城倉や居延など四候官に對して出された下達文書である。一行目の四字分の缺損は、判讀できる「曠」という文字とそれに續く「丞の崇」という人名から、「居延都尉」と補われるべきである。城倉は居延都尉府の倉で、倉長が置かれていた官署である。居延都尉管轄下の四候官に加えて城倉の名が記されていることは、後述の如くこの命令が穀物の支給に關係するためである。命令の内容は以下のとおりである。「吏の當に食すべき者」は、他の官吏に先立ちて三月の糧食の支給を得るとの命令書があるので、牒に記されている如く支給せよ。この命令書が到ったならば、穀物の出入は三月の出納と共に集計し誤りが無いようにせよ、というものである。⁽¹²⁾裏面には掾・守屬・書佐という下級官吏三名の署名があり、この組合わせは都尉府からの文書によく見られるもので、この點からも冒頭の發令官署の缺損が居延都尉府であることの裏附けともなっている。

さて、「吏當食者」は、命令の内容から考えれば二月の下旬において、先に三月の糧食を受け取るようになったが、通常、糧食の支給は前月の末に行われるので、ここに書かれた二月二一日という日附には意味がある。實務上から言えば、月末の糧食支給期の少し前にあたる二一日という時期は、通常支給日より早く「吏當食者」に糧食の支給を行うために、實務上の時間的な餘裕が見込まれたものである。

では、他の官吏と區別された「吏當食者」とはどのような官吏なのであろうか。睡虎地の『秦律十八種』に、次のような「倉律」がある。

宦者、都官吏、都官人有事上爲將、令縣貸之、輒移其粟縣、稟縣以減其粟。已稟者、移居縣責之。倉 一一二

倉律 一二によれば、宦者、都官吏及び公用で督送などの任についた者の食糧支給は、到る所の縣が彼等の本來所屬する所の縣に代わって、立て替え支給することになっていたようである。そして、穀物の立て替え分の精算は、支給した縣から本來所屬する所の縣に對して文書で通知し、改めて消費分が移送されるというシステムになっていたことがわかる。⁽¹³⁾

このような公用出張の官吏に對する規定は、漢代でも存在していたと考えられる。官吏はその所屬署において食糧の支給を受けるべきものであるが、公用出張のために本署を離れた場合には、公用に従事する限り他署において食糧の支給を受ける資格が認められたと考えることは自然である。この場合、公用出張の官吏は、他署に本來所屬する官吏とは區別される、その地で食を支給される資格を持つ者（「吏の當に食すべき者」ということになるのではないだろうか。しからば、省作に赴いている卒においても、この「當に食すべき者」という言い方は十分にあてはまることになる）と考える。先述の如く、省卒は省作地において食糧の支給を受ける。その際にはしるべき官署から省作地における食糧支給の命令書が出され、その書には省卒者名や期間が記されていたことは想像に難くない。⁽¹⁴⁾

倉律 一一にはもう一つ重要な規定が記されている。それは「令縣貸之、輒移其粟縣、稟縣以減其粟。」という立て替え分の精算に關する規定である。公用出張の官吏に對する食糧支給の立て替え分は、後にその官吏の所屬縣によって埋め合わせられるのであるから、立て替えを行った縣では縣全體の穀物の收支とは別に、立て替え分については別記する必要があるのではないだろうか。これはあくまでも假説ではあるが、居延舊簡の帳簿表題簡一三六・四八に

● 吞遠倉建昭三年二月當食案及穀出入簿

と並記される例は、吞遠倉としての通常の穀物の收支を記した帳簿と、後に省卒への立て替え分として精算されるべき分とを區別して記し、現物量が帳簿上の數字より減となつていても收支が合うことを報告するための措置ではないだろうか。二種類の帳簿が並記されて表題に表われることを、帳簿相互の關連によって現物量と收支を一致させるためのものと

考えたい。そして、三十井候官作成の「當食者案」が甲渠候官から出土したという、この冊書を難解にさせている点については、以下のように考える。甲渠候官所屬の戊卒が三十井候官へ省作に赴き、三十井候官では自己管理下の穀物によって省卒に食糧を支給した。秦律十八種倉律の規定によれば、三十井候官では豫め省卒用の穀物搬入を受けており、この當食者案を甲渠候官へ送って立て替え分の清算を求める必要はなかった。しかし、この當食者案の記載事項に誤りがあるために、三十井候官での穀物收支が合わず、省卒を派遣した甲渠候官の穀出入簿と照合するために、この當食者案を臨時に送付する必要が生じたのであろう。⁽¹⁵⁾

以上、「當食者案」についての私なりの理解を述べてみた。従来までの考えでは、「當食者案」は食糧支給のための支出量を記した原案的な性格を持つものとされていた。しかし、これまでの検討の結果「當食者案」は食糧支給の原案的なものではなく、支給後に作成された出納記録であることが明らかになった。これは「案」の位置付けにおいて、物事が爲される前に作成されるものから、事後にその結果を記録したものというように、その用いられ方が一轉したことになる。これは「案」そのものの語が意味する所に大きく関わってくるものと思われるので、節を改めて他の用例を引きながら、更に「案」の持つ語義の検討を續けたい。

二 「卒物故案」と「功勞案」

漢簡では「當食者案」の他に表題に見える案として、

神爵二年七月

卒物故案一編
(以下缺損)

のように「卒物故案」がわずかに一例あり、「功勞案」と記された

居延甲渠侯史公乘賈通

五鳳四年功勞案

EPT五三・二二

という書式のものが合計六例がある。⁽¹⁶⁾「卒物故案」の例は「一編」とあることから、案に附けられた送り状の斷片であり、

「功勞案」は兩行の表題簡であるが、いずれも例は極めて少ない。

まず、卒の物故とは、戍卒の死亡を意味する言葉として漢簡においても使用されている。⁽¹⁷⁾「卒物故案」とは従来までの

「案」の解釋では、戍卒の死亡豫定者のリストの如く解せねばならず、常識的にはあり得ないものとなる。そのため富谷氏は先の論考の中で、この案を「戍卒の死亡リストに従って作成された官給品の算定書」と解しておられる。戍卒が死亡すると埋葬の用意や遺品の整理など様々な措置がとられるが、⁽¹⁸⁾同時に配屬の時に官から支給された被服や兵器の回収も行われる。戍卒の死亡に伴う措置をいま少し具體的に述べてみよう。死亡事態が生じると、所屬の隧長または候長は死亡報告を上申する。病死ならば

始建國天鳳二年二月戊辰朔戊寅、第十叁候長良敢言之、謹移戍卒病死爰書・旁行

衣物券如牒、敢言之

EPT四八・一三六

というように「戍卒病死爰書」と、恐らくは戍卒の所持品についての報告が候官へ提出されたようで、これはその際の送り状である。この報告に基づいて候官では物故者の名籍を作成し、以後の官給品の回収などの事務に利用した。

●甲渠候官五鳳四年戍卒定罷物故名籍

EPT五三・三七

これはその例となる名籍の表題簡であるが、文中に「定罷」とあるのは、罷卒つまり兵役の年期が終了して郷里に歸還する者たちと解釋すべきであろう。なぜならば、罷卒に關しても兵役が解かれれば官給品である所の被服や兵器の回収が必要となり、事務手續き上は、物故者と同様な措置をとることになるからである。EPT五六・一一六とEPT五六・一一五は前後に冊となるべきものであるが、そこには、

戍卒行道居署物故兵、部各有數、檄到尉士吏

晦日平旦須集移府、迫卒罷日促毋失期、如律

文意……（罷卒や）外出または勤務地において物故したる戍卒の兵器が各部には相當數存在するので、この檄を受け取ったならば塞尉・士吏は今月の晦までにそれらを集めて府に輸送するようにせよ。戍卒交代の期日が迫っているので遅れることのないよう注意し、律令の規定の如く行え。

と、物故卒並びに「迫卒罷日」の語句から罷卒をも含んだ、兵器回収についての命令が記されている。また、居延舊簡には

（上部缺損）燕山夫病死、二月丙申盡壬寅積七日食

還入

A 8 二七一・二三 圖版三〇五

というように、戍卒の死亡日にまで遡って、官が支給穀物の還入を嚴格に實行したことを示す簡もある。富谷氏の説く「衣服・兵器の算定書」と死後の物品回収作業とを考え合わせれば、その書式や記載事項は、戍卒名と共に當人が所持していた官給品のリストのようなものとなり、永田氏の分類ではⅢロ a b にあたる「卒被兵簿」「戍卒被簿」の簿録と酷似するものとなる。⁽¹⁹⁾「卒物故案」については、卒の物故に伴う官給品の回収に關係したものであるという富谷氏の考えに従いたい。

ただ、前述の如く罷卒にも物故卒と同様な措置がとられること、及び「卒物故案」の存在を證明する唯一の簡が、上部およそ四センチのみを残す送り状の斷簡であることから、案の名稱が單に「卒物故案」ではなく、「罷卒物故案」とあったのではないのか、という考えを私見として附け加えたい。

次に、「功勞案」についてであるが、近年、功勞を記した漢簡を利用して漢代の功勞を述べた論考が続いている。功と勞の關係や功勞による昇進のシステムを述べたものなどが見られるが、利用する功勞簡が功勞評價システムの中で、どの位置にあるもののかまで検討した研究は少ないように思う。⁽²⁰⁾多くの研究に利用されてきた

肩水候官並山隴長公乘司馬成、中勞二歲八月十四日、能書會計治官民頗知律令、武、年卅二歲、長七尺五寸、鰥得成

というような所謂功勞簡が、果たして「功勞案」なのか、詰められる所まで述べてみたい。

功勞のシステムは、まず自己申告を行うことから始まり、當然ながら自己申告の功勞に對して官側から審査または確認がなされ、その後認定された分の功勞のみが官簿に轉記されて考課の對象となる。功勞の自己申告については

始建國五年九月丙午朔乙亥、第二十三隧長宏敢言之、謹移所自占

書功勞壘將名籍一編、敢言之

EPT五・一

という送り狀が存在するのみで、この名籍に該當する簡は見つかっていない。⁽²¹⁾提出された自占の功勞に對して、官側の校

閲が行われたことは、下部が缺損した次のような簡

長李利□元二年功勞三歲九月一日、校利功□□□

五三・一六 圖版二六

からも伺われる。この後に位置附けられる簡が、前述の所謂功勞簡なのであろう。

「功勞案」の表題簡の中には、EPT五三・二二簡に

居延甲渠候史公乘賈通

五鳳四年功勞案

と記された完全な簡があり、それと同筆と考えられる次のような下部が缺損したEPT五六・九九簡も存在する。

居延甲渠候史公乘賈通、中功一勞一歲九月□日

この二簡は出土したトレンチが異なっているので、残念ながら直接對應すると言いつ切るにはためられるが、今後一つの考慮すべき資料である。⁽²²⁾富谷氏は「功勞案」について、「自占書功勞名籍に基づき候官においてなされた功勞の積算評定」であると述べられており、積算評定ならばその書式は所謂功勞簡に似たものとなろう。

さて、「功勞案」の表題には年號が記されている。先の例には五鳳四年とあるが、この年號をその年一年間を表わすと

見るか、考選が行われた年を記したものと見るかによって、「功勞案」の記載内容は大幅に変わってくる。敦煌漢簡の中に、廣漢隧に比定されるT 12 a から出土した次のような簡がある。

敦德步廣尉曲平望塞有秩候長敦德

新始建國地皇上戊元年十月乙未迹盡二年九月

晦積三百六十日除月小五日定三百

亭閒田東武里五士王參秩庶士

五十五以令二日當三日增勞百泰十泰

日半日爲五月二十泰日半日

T XII a 3 (CH 五九二、簿書四二)

この簡は王莽時代の特徴が語句によく表われていることで有名なもので、「北邊契令第四」に基づいて平望候官所屬の有秩候長王參の勞を、五割り増しに認定したことを記したものである。⁽²³⁾書式は上段に王參の官職、秩、本籍、爵が記され、中段以下に増勞の記載がある。所謂功勞簡とは記載事項に違いがあるが、編綴されたことを表わす紐掛け用の餘白もしっかりとあり、上申文言も見られないことから、自占書とは異なるように思える。何より注目したい點は、候長王參の日迹に關する勞の認定期間が、地皇上戊元年十月乙未から翌二年の九月晦までの丸一年間となっていることである。これは年度毎に認定を受けた勞は、その都度官側で記録され選考の年まで保管されたといふことの證となり、この簡は王參なる人物の單年度の功勞に關する公式記録であるといえよう。つまり、「功勞案」の年號が假に單年度を表わすものと見なせば、この敦煌簡は「功勞案」の簿録である可能性がある。

三 文書簡に見られる「案」

案は表題簡ばかりでなく、上級官署からの問い合わせに對する報告文書には、「謹んで案ずるに」と書かれて、調べるという意味の動詞で用いられることが多い。また、下達文書の末尾の命令事項を記した簡所には、

河平元年八月戊辰朔戊子、居延都尉誼、丞直、謂居延甲渠鄴候、箕山隧長馮利不在署、第

十一隧卒高青不候、移書驗問案致言、會月十八日、書以月十九日食座到。案甲渠候

EPT五一・一八九(A)

掾臨・卒史平・助府佐嘉

(B)

文意……河平元年八月二十一日、居延都尉の誼、丞の直より居延甲渠鄣候に謂う。(甲渠候官所屬の)箕山隧長の馮利は署に在らず、第十一隧卒の高青は候望せずという。(先に府より)書を移して、驗問案致して(その實情を)今月十八日までに報告せよと(傳えてあるが)、(甲渠候よりの)書は今月十九日の食座に到れり。案するに、甲渠候は……

とある。文中の「驗問案致」とはまさに案驗に相當する語句で、文獻と一致する案の一般的な使用例といえよう。

その中に、案を文書と解し得るような簡が見られる。居延舊簡A33肩水候官出土のものに、

雜豫閣、謹以文理遇士卒、毋令免失職務、稱令意、且遣都吏循行、廉察不如護太守府書致、

案毋忽如律令 / 掾憲・屬壽・給事佐明

一〇・四〇(圖版甲一〇〇)

がある。冒頭の三字の意味は後述することとして、出土地が肩水候官であることから、張掖太守府からの文書を肩水都尉府が傳えたものと思われる。「謹んで文理を以て士卒を遇し、職務を免失せしむること毋からしめ、令が意に稱わしめよ」とある語句は、漢簡では決まり文句であり、⁽²⁴⁾具體的な命令事項に續いて、職務遂行にあたっての心構えのような文言が記されている。命令の後半は、「且つ都吏を遣はして循行せしめ、太守府の書致を護るが如くにあらざる(者)を廉察し案ぜしむること忽にする毋かれ、律令の如くせよ」と讀める。

文中一行目末から二行目冒頭の「致案」が讀みにくい、この二語を讀み解くために、ここで「致」について觸れなければならぬ。「致」は大庭脩先生の研究によって、「出入の致」の存在が指摘され、「短距離移動者のための證明」という解釋がなされてきた。⁽²⁵⁾また、これ以外の廣範圍に用いられた「致」を裘錫圭氏は指摘している。⁽²⁶⁾居延新簡などから氏の説の例證を補ってみると、

元始二年二月吏

卒稟致

EPT五九・三三〇(A)

という、候官で帳簿を集計した際の附け札や、

第八

城倉 趙廣之印 (別筆)

A 10 八八・一四 (圖版三九二)

卒廩致

という、城倉に宛てた封檢に「廩致」が見られ、更には、

● 甲渠候官五鳳四年、戊卒病不幸死、用櫬橫帛泉致

二六七・四 (圖版二六九)

という、戊卒の病死に伴う棺と布類の調達を記した表題簡や、

十月盡十二月、吏奉用錢致 ● 一事一封 十月戊午、尉史彊封

EPT五一・三四〇

という、三ヵ月間の吏の奉錢に關する致を候官から發信した記録も見られる。

前述の「當食者案」の解釋の中で、省卒への食糧支給には官署からの文書が必要とされたということから考えて、睡虎地秦簡の「秦律十八種」田律の

乘馬服牛粟、過二月弗粟、弗致者、皆止、勿粟、致。粟大田而毋恆籍者、以其致到日粟之、勿深致。

田律

七八

の中にある「其の致の到る日を以て、之に粟す」の致と漢簡のそれは同様な働きがあったと考える。整理小組の注釋は、『禮記』曲禮の「田宅を獻する者は書致を操る」を引いて「券」と解釋しているが、このような理解に非常に明確な論證を與えられたのが、榑山明氏の「劾齒簡牘初探——漢簡形態論のために——」である。本稿も氏の解釋にしたがって、「致」は官が管理している倉または閤の物品の支出にも用いられたものと解する。⁽²⁷⁾

しからは、一〇・四〇簡の冒頭にある「閤」と「致」とを關連させて、「雜豫閤」は「諸々の(物品は)閤より豫え」と讀み、問題の箇所を「太守府の書及び致」と讀んで、新たに就役した戊卒の受け入れに關する通達と解してはいかがで

あるうか。この「案」は、太守府の訓令に従わない者を案察するという意味で、動詞に解すべきものと考ええる。

次に、甲渠第四隧出土の一枚を取り上げたい。

官去府七十里、書一日一夜當行百六十里、書積二日少半日乃到、解何。書到、各推辟界中

必得、事案到如律令言。會月廿六日。 會月廿四日

EPS四・T二・八(A)

不中程百里、罰金牛兩、過百里至二百里一兩、過二百里二兩。

不中程車一里、奪吏主者勞各一日、二里奪令勞各一日。

(B)

この簡は裏面に罰金奪勞の規定が記されていることから注目すべきものであるが、表裏で筆跡が異なっていることに注意しなければならぬ。甲渠第四隧は第四部候長の治所であることから、この下達文書は甲渠侯官から伝えられたものと考えられるべきである。内容は文書の前半部を記した、この簡の右に位置すべきものが失われているので、具體的にはわからないが、表一行目に「官は府を去ること七十里、書は一日一夜ならば當に百六十里を行くべきところ、書は積むこと二日少半日にして乃ち到る、解は何んとするや。」とあることから、郵書の遅延に關する事實關係の捜査を、遞傳にあたった各部に命じた文書である。「書到らば、各々界中を推辟し」とあるので、第四部だけに宛てて出されたわけではなく、甲渠侯官はこの段階では、どの部の管轄區域でトラブルが発生したのかをつかんでいない。管轄區域の調査報告はこの月の廿六日と命じられているのであるが、その下にまた別筆で「會月廿四日」と書かれている。これは裏面の罰金規定を記した筆跡及び墨色と同じものと確認でき、罰金の規定も表の郵書の遅れに關係する事項のみが記されている。そこで表裏を關係させて、簡の解釋を行うと以下ようになる。この月の廿六日までに部内の調査を命じられた第四部の責任者が、候官からの文書の裏に關係する懲罰規定を抜き書きし、廿六日から逆算して部内の報告締切を廿四日と定めて表に追記した、というものである。

簡の解釋は右の通りであるが、「案」の關係する「必得事案到」が難しい箇所として残っている。「事案到らば」とも

「案到らば」とも讀むことが可能であるが、漢簡の文末における「事」という語の用例に、詔所名捕を記した簡の末尾に「必得を以て故と爲す、詔所名捕は重事なり、事の當に奏聞すべきあらば、留むること毋かれ」（居延舊簡一七九・九、A 33 圖版八三）というものがあるので、その例に倣って「事案到らば」と讀むことにする。⁽²⁸⁾ そうすると、「事案」を文書と解することが出来る。しかし、命令事項は第四部管轄内での郵書傳達についての事實報告を求めているので、第四候長の報告作成の手順としては、郵書受け渡しの日時と擔當者名を調査記録し、律令の規定の如く各人毎の爰書を作成して纏め上げればよい。⁽²⁹⁾ したがって、「事案到」は、「（第四部の遞傳關係者から候長の手元に）本件の調査記録が届いたならば」と解釋して、案を各隧毎の調査記録の意味と受け取る方が、案の書式上の特徴にも合致することとなる。

四 文獻に見られる「案」

漢簡に見られる「案」はいずれも前節までに述べた如く、その記載事項は何らかの「記録」とでも稱すべきもの、または「調べる」という意味での動詞であった。「當食者案」は省卒への穀物支給の後にまとめられたものであり、「卒物故案」は兵役年限の滿了に伴う戍卒の交代や卒の死亡に伴う官給品の回收などに利用されたリストであった。「功勞案」は未だ確定できないが、功勞の自占を官側で校閲した後の個人毎の功勞記録といえる。とりわけ、「當食者案」冊に穀物量の收支を記した帳尻簡が附けられている事實は、案が原案・草案の如き性格のものではないことを如實に示している。本節ではこれまでの考察を承けて、「記録」及び「調べる」という意味での動詞という「案」の解釋について、文獻史料を用いて檢證してみたい。

史記や漢書の中に最も多く見られる「案」の用例は、「案驗」「案行」など「調査する」という意味での動詞である。名詞では、後漢書卷八三、梁鴻列傳に

（梁鴻）歸る毎に、妻は爲に食を具え、敢えて鴻の前に仰ぎ視ず、案を擧げて眉に齊しくす。

とあるように、臺や膳を指す器物名が一般的であるが、後代の注釋が「文案」「書牘」熟して「案牘」と解釋しているような用例も二、三指摘できる。ただ、漢代以後「案」が「案牘」の意味として廣く一般化していった状況があり、それらの注釋の中にはその時代の語義に影響されて器物名の「案」をも「文案」「書牘」と注したものもある。一例を擧げるならば、漢書卷七七鄭崇傳に、哀帝の時、尙書僕射の官にあった鄭崇は、哀帝が傅太後の從弟傳商を封建しようとしたことに對して諫言し、

（鄭）崇、因て詔書の案を持ちて起つ。

と記している。この案について、李奇は詔書載せるための臺と注したが、唐の顔師古は器物とは解さず、「卽ち寫詔の文なり」と解している。資治通鑑では卷三四、建平四年春正月の條にこのことを記し、元の胡三省は、後漢書卷一一、劉玄傳の「韓夫人醉いて起ち、常侍の書案を抵ち破る」という記事を傍證として、この案は文案の案ではないと言いつている。このような注釋が分かれる例は、書牘を載せた器物の名が書牘そのものの呼稱に轉用していった、という前述の『字統』の解説によってよく理解できる事柄で、したがって、檢證に用いる「案」の例文は、この點に留意して引用するものとする。

文案・書牘の意味で案に注した例としては、まず後漢書卷七七周紆傳に、

（周紆）威名を以て齊の相に遷り、亦頗る嚴酷にして、専ら刑法に任ず、而れども善く辭案條教を爲り、州内の則とする所と爲れり。
（卷七七 周紆傳）

とあるものを指摘できる。後漢明帝の永平年間から建初年間までの記事であるが、條教と並列されて出てくる辭案とは何を示すのか。この案に李賢は「辭案は猶今の案牘なり」と注を附けている。

漢代の郡太守や國相は、一地方の政治を總裁する立場の地位にあり、その支配にあたつては相當な獨自裁量が認められていたことは、漢書の各列傳の記載によって既に明らかである。その獨自裁量を發揮する一つの手段として、守

令・守長の選任や條教の發布があり、いずれも盛んに行れた⁽³⁰⁾。

條教が民衆教化のための政策的な教令とするならば、それと並記された辭案とは、周紆の得意とする法的手段と考えることが適當であらう⁽³¹⁾。辭は睡虎地秦簡の「封診式」の治獄、訊獄に見られるように、訊問における供述を指す言葉である⁽³²⁾。事情聴取、爰書作成から斷獄に到るまでの技術は、法術官吏にとっては必須のものであった。そして、それと表裏をなすものが事件の捜査（案驗・考案）能力であり、案はこの能力を象徴した語であらう。私見では辭案と熟した語句は、周紆の捜査裁判に關する能力の高さを表現したものと解したい⁽³³⁾。次に、同書卷六七李膺傳を挙げなければならない。

黨事に遭うに及び、當てて膺らを考實す。案は三府を経るも、太尉陳蕃これを卻けて曰く、「今考案するところ、皆海内の人の譽にして、憂國の忠公の臣なり。此等には猶、まさに十世の有あり。豈、罪名章かならずして收掠に致すこと有らんや」と。⁽³⁴⁾（陳蕃）平署するを肯んぜず。帝、愈怒り、遂に膺らを黃門北寺の獄に下す。

（卷六七 李膺傳）

この記事は、資治通鑑では卷五五、桓帝延熹九年秋に採録され、胡三省は「案は文案なり、考驗を以て義と爲す」と注している。この事件は

是秋、（侯）覽ら（張）成の弟子牢脩に教して、上書させしめて曰く、「司隸李膺、御史中丞陳翔、汝南范滂、潁川杜密、南陽岑晜ら、相與に結びて黨を爲し、朝廷を誹謗し、公卿を迫脅し、自ら相薦擧す。……」

（後漢紀 卷二二）

という中常侍侯覽の旨を承けた、李膺を恨む牢脩なる者の上書から引き起こされたものであり、同時に逮捕收監された者は二百餘人にも上ったという。この上書は三公の一人である太尉陳蕃に回覽され、そこで陳蕃が署名を拒否したと解して、胡三省は文案と注したようであるが、それでは後漢書の著者范曄が、牢脩の上書を案と記したのであらうか⁽³⁴⁾。

しかし、案に對するこれまでの漢簡から得られた、個々に物事の數量などを記録した書式上の特色から考えると、文章で記された上書の冊書を同じ案と呼ぶことには疑問が生ずる。そこで注意したい點は、牢脩の上書の文中に徒黨をなした主要人物の名が記され、逮捕收監された者は二百餘人にも上ったという點である。一般に漢簡の體裁では、多くの人名を記す場合には、一簡毎に人名を書き連ねた牒が附けられ、「某々の事は牒の如し」という文句が必ず書かれる。牢脩の上書においても、そのように書かれていたことが想像でき、これは先述の案の書式と類似することになり、それ故、范曄はこの上書を案と記したと考えることも可能である。

しかし、ここに時間的な推移を考え合わせれば、黨錮事件は後漢の後半にあたり、前漢創建から既に三百年は経過している。李膺傳の例については、晉南北朝から次第に増えてくる「文案」を意味する案の使用が、後漢後半にまで遡れると解釋した方が、歴史的な見方としてより適正なのではなからうか。『世說新語』卷上、德行の劉孝標の注に引く『先賢行狀』には、

荀淑、字は季和、潁川潁陰人なり。韋褐芻牧の中より拔ばれ、執案刀筆の吏となりては、皆、英彥爲り。

とあり、やはり後漢のこの時期を記した記述に「執案」という表現が見られるからである。

結びにかえて

漢簡の「當食者案」冊の検討から始まって、その穀物支給システムの中での位置附けを試みた結果、「案」には從來まで考えられていた語義である、原案・草案的な意味が含まれないことを確認できた。そして、この考えを検證するため、漢簡中の他の表題簡・文書簡に見られる例、正史に見られる「案」の用例について、これまで私見を述べてきた。

穀物支給システムの中で「當食者案」が持つ役割とは、公用で管轄地域を越えて動く吏卒への穀物支給を管理することであり、これは漢の行政實務においても、秦の倉律規定が繼承されていたことを證する一つの例となる。また、「當食者

案」を検討する過程において、漢簡の語句と秦簡の語句との相關を「致」の用例の中に再確認でき、更には今後帳簿簡の理解を進める上で、初山氏が指摘された刻齒簡（參辨券）を、實務レベルの中に位置附けることができたのではないだろうか。秦の制度を繼承した漢が、それをどのように變化させてゆくのか、後漢書の記述と漢簡の用語を對比させながら、敦煌縣泉置漢簡や長沙走馬樓の吳の帳簿簡を待ちたい。

また、前漢では「案」を一種の調査記録を指す言葉として使用していたことが検証できたが、後漢後半頃から、文案書牘の意味で使用する記事が登場してくる。未だこの點の十分な考證は残されたままである。後漢のこの時期は、ちょうど簡牘と紙の併用期にあたり、紙の使用が普及してくることに關係があるのであろうか。今後、簡牘と紙の併用期に見られる制度上の變化を探ることは、史料を主に後漢書に頼らざるを得ない現状において必要な視點とならう。

最後に、歴史の事象を研究する中で、ある時代にはそれがなかったと證明することは非常に難しい。それよりはむしろ、あったことをどう位置附けるべきなのかについて考えた方が容易であり、反證も少ないようにうかがったことがある。しかし、敢えてその危険を冒すほどに、私には「當食者案」冊の書式が意外であり、帳簿の關連を整理するためには必要な試みであると感じられた。

寡見故の恣意的な解釋や憶測に過ぎる漢簡の解釋に對してなど、大方の御教示を賜われれば幸いである。

註

(1) 說文解字木部には、「案、几屬」とあり。

(2) 晉書卷六二、「賓客滿筵、文案盈机、遠近書記日有數千、終日不倦」

(3) 三國志吳書周璠傳の註に引く江表傳には、「(孫)權拔刀斬前奏案曰、諸將吏敢復有言當迎操者、與此案同。」とある。

(4) 白川靜『字統』一二頁（一九八四、平凡社）。「案」の項には、

「もと食盤用のものをいう。のち机案をいい、案上で取り扱う事案をいい、その事案を調査し考察することをいう。」

……わが國では、草案・原案を案という。」とする。

(5) 永田英正『居延漢簡の研究』(一九八九年、同朋舎) 第三章 簿籍簡牘の諸様式の分析 三五八頁 参照。

(6) 『東方學報 京都』第六八冊所收(一九九六年、京都)。

(7) 同氏前掲論文の註(30)に、考察の対象から除外した理由を次のように述べられている。「この一連の簡は、一三六・四九、二八六・七の表題簡に記されている如き月單位の當食案ではなく三カ月にわたるものであること、及び何故この當食案が卅井候官から甲渠候官へ移送されたのかはつきりとした解答が出せないからである。本文で主として言及したのは、月毎の候官内で作成されたものであることによる。いずれにしろ、當食案に關しては、今後本文で述べたことは修正せねばならないかも知れない。」

(8) 李均明「漢簡所見」行書「文書述略」(『秦漢簡牘論文集』甘肅文物考古研究所編、一九八九年、蘭州 所收)に、「定、止也、成也、是指事後的結果而言。」とある。

(9) 省卒については、于豪亮「居延漢簡中の『省卒』」(『文物』一九六三年第一期所收)があり、近年の李振宏「漢簡『省卒』考」(『史學月刊』一九九三年第四期所收)は、居延新簡を用いて更に具體的に于氏の説を敷衍している。

省卒に關連して、卒の作業内容を所屬・卒氏名の下に記した

第二陸卒司馬忠 治壘八十 治壘八十 治壘八十 除土

除土 □ (A8 二七・八 圖版五〇六)

のような簡がある。Michael Loewe博士は、その著『Records

of Han Administration』の中で、MD14という冊書を想定されているが、私は博士の推測された日附の記される冒頭簡として、次のものを指摘したい。

目 辛巳 壬午 癸未 甲申 乙酉 丙戌 丁亥 戊子 己丑 庚寅 (A8 二八六・一 圖版三〇〇)

釋文は冒頭を「目」の漢字に讀むが、これは以下に續く簡の卒名を記すスペースに相當し、卒名を記すための枠を示している。干支は作業事項の記載箇所一致して十日分あり、博士が作業の休みと考えられた空白部分にも、その通りに一日分の干支があてはまる。筆跡は切れのよい細筆で一様に上下に詰まったものである。私はこれらの簡を、各簡の上位に個々に異なった卒の所屬が記されていることから、各陸から集められた省卒の作業を記した、最もプリミティブな記録と考えている。

(10) 支給を受ける場所は必ずしも一所とは限らなかったように、各所の備蓄量に合わせて適宜割り振りが行われたことが、載積新、卒五人省作候官、二人受閼、二人廩廿三陸

EPT五三・三四

という簡からわかる。五人が候官で省作しているが、その内の二人は候官内の閼から食糧を支給され、他の二人は第廿三陸で支給されたところ。この簡は上下完全であるが前後に簡はまだ續き、残りの一人の支給については後續の簡に記載があるものと思われる。第廿三陸には陸倉が置かれており、第廿三部の穀物集積所的機能を擔っていた。

(11) 永田英正「居延漢簡にみえる候官についての一試論——破城

子出土の詣官簿を中心として」『史林』五六卷五號 一九七三年）、同氏前掲書の第六章 居延漢簡にみえる候官についての一試論を参照。

- (12) 「付受」とは、居延舊簡三九四・四（P9出土 圖版二二四）に、

四時簿出付入受不相應、或出輸非法、各如牒、書到という例があるように、「出付入受」を省略した言い方であり、帳簿の校計について記される場合によく見られる表現である。

- (13) 睡虎地秦墓竹簡整理小組著『睡虎地秦墓竹簡』（一九七八年 文物出版社）四六頁の註釋及び譯文による。

- (14) 敦煌漢簡には、T・XVIIa・6（宜秋隧に比定される）出土の

西部候長治所、謹移九月卒徒及守狗當廩者人名、各如という簡がある。上申文書の一部で送り状と思われるが、「九月の卒徒及び守狗（軍用犬の世話に従事する者）で、當に廩すべき者の人名リストを送る」とある。「名」と某々の「名籍」とは、當時區別されて用いられていたようで、以下の牒には人名が羅列されていたと思われる。このような申請を受けて、食糧支給の命令書が出されたと考ええる。單に「名」のみで表題となる簡は、EPT四・四六、EPT四〇・七六などが指摘できる。

- (15) 省卒の家族についての食糧支給上のトラブルが、居延舊簡八九・二（A8出土 圖版二二三）に見える。

尉史臨白、故第五隄卒司馬誼自言、除沙殄北、未得去年

九月家屬食、誼言部以移籍廩、令史田忠不肯與誼食簡の大意は、以下の如くである。尉史臨が白すには、故の第五隄卒司馬誼が自言するには、自分は殄北候官で除沙に従事していたが、未だに去年九月の分の家屬の食糧を得ていない。そこで誼は所屬の部に申し立て、部では家屬の名籍を移して廩することにしたが、令史の田忠は誼に食糧を與えることを認めなかった……。

- (16) 功勞案の表題簡の番號を擧げる。一五七・九、二二八・三一、EPT四・五〇、EPT五〇・一九四、EPT五三・一三九。

- (17) 馬圈灣出土簡には、

穀氣以故多病物故、今交又盡校□

（七九・DM、T五・一三〇 一六九 圖版拾七）

とあり、『釋名』釋喪制第二十七に、「漢以來謂死爲物故」とある。

- (18) 漢書卷一下 高帝紀下、八年十一月の條に

令士卒從軍死者爲櫬、歸其縣、縣給衣衾棺葬具

とあり、臣瓚の註に「金布令曰、不幸死、死所爲櫬、傳歸所居縣、賜以衣棺」とある。

- (19) 同氏前掲書 第三章 簿籍簡牘の諸様式の分析 ハ「守御器簿」の類 三六一頁 参照。

- (20) 最近の研究としては、胡平生「居延漢簡中的『功』與『勞』」（『文物』一九九五年第四期所收）、蔣非非「漢代功次制度初探」（『中國史研究』一九九七年第一期所收）、佐藤達郎「漢代官吏の考課と昇進——功次による昇進を中心として——」（『古

代文化』四八卷九號、一九九六年）、同氏「漢代察舉制度の位置―特に考課との関連で―」（『史林』七六卷六號、一九九六年）がある。この中では胡平生氏の論考が、最も斬新で漢簡に對する理解も深いが、功勞案には觸れられていない。

- (21) 大庭脩先生の『漢簡研究』一四二頁（同朋舎出版 一九九二年） 第一篇第六章「建武五年遷補牒」と功勞文書 第六節 功勞墨將名籍には、EPT四・八七簡、EPT二・三〇簡を功勞墨將名籍の一部と考える説が記されているが、やはり赤字が多く判然としない。

- (22) 甘肅省文物考古研究所等編『居延新簡 甲渠候官 上』の地圖によれば、トレンチT53とT56は共に候官遺構の外に位置するゴミ捨て場であり、地圖では大括りにして記されている。

- (23) ●北邊契令第四 候長候史の日迹及び將軍の吏の勞、二日は皆三日と爲すべし。 (A33 一〇・二八 圖版二九)

- (24) 告吏、謹以文理遇士卒病致醫藥、加恩仁恕、務以愛利、省約爲首、毋行暴虐擊、 EPT二・二四六

九月乙亥、涼州刺史柳使、下部郡太守屬國農都尉、承書從事、下當用者、明察吏有若能者、勿用嚴教、官屬謹以文理遇百姓、務稱明詔、厚恩如詔書 / 從事史賀音 EPT五四・五

という簡も見られる。EPT二・二四六は本文引用例と同様な郡太守からの下達文書、EPT五四・五は詔書を承けた涼州刺史からの下達文書が傳達されてきたものである。

- (25) 大庭脩著前掲書 第二篇第二章 漢代の符と致 第五節

致を参照。

- (26) 裘錫圭「漢簡零拾」（『文史』第十二輯、一九八一年所收）

- (27) 『木簡研究』第十七號所收、一九九五年。氏の論考の第二節 出入錢穀衣物簡では、物故卒及び錢穀の出入に關する刻齒簡を丹念に檢分されており、今後の帳簿簡の研究には缺かせない視點となるものである。また、本稿の「卒物故案」の項目では斷定を控えたが、氏の論考に引用された二〇六・二三簡

□復袍一領 破蓋苑一 白布襜褕一領 白布單衣一領
白布巾一
皁復袴一兩 白革履一兩 ・ 右在官 白布單袴一兩 ・
右在葉中

という衣服のリストは、「卒物故案」の簿録であるかも知れない。ただ、氏の指摘する刻齒簡（參辨券）はどのように扱われたのか、つまり編綴され保管されたとしたならば、どういう名稱が附されたのか、私には未だ適當な表題簡を見い出せない。

- (28) 匿界中、書到遣都吏與縣令以下、逐捕搜索部界中、驗亡人所隱匿處、以必得爲故、詔所名捕 重事、事當奏聞毋留、如詔書律令

下の「事」の一語は、前文の命令事項を承けていると解釋できるので、この簡においても「事の調べが到らば」と讀んでみた。

- (29) EPT二・一二五・一五一までの簡に「卅井關守丞匡の檄の留遲」に關する一連の文書がある。それによれば、驗問

された各隊長の爰書の中には候長名が連記され、各隊での檄の受け渡し日時などに異常がなくとも報告され、部からの初期報告も同様な書式になっていたと思われる。

- (30) 漢書卷八三に見られる薛宣や朱博の太守在職時の政策は、條教を效果的に用いた例である。守令守長の選任に關しては、濱口重國「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」(『書苑』第七卷第一號、一九四三年、後「秦漢隋唐史の研究 下」一九六六年 東京大學出版會 所收)を參照。

- (31) 漢書卷六六、鄭弘傳にも、條教と並記された同様な記述が、「弘爲南陽太守、皆著治迹、條教法度、爲後所述。」として見られる。

- (32) 榎山明「秦の裁判制度の復元」(林巳奈夫編『戰國時代出土文物の研究』京都大學人文科學研究所、一九八五年)參照。この論考では、本稿では觸れ得ない法律用語としての案(例えば、「覆案」など)について、詳細な考察がなされて

いる。併せて參照されたい。

- (33) 「辭案」と同様に、一見すると文書と解せる例として、「證案」が漢書卷九元帝紀「覆案小罪、徵召證案」、卷六〇杜周傳「章大者連逮證案數百、小者數十人」、として見られるが、いずれも證人として調べるの意である。

- (34) 李膺のこの事件については、後漢書、後漢紀、資治通鑑ともに記述に異同が多く、范曄の記述のどの部分がその基づいた史料の原文なのか、判別がつけにくい。特に後漢紀に引用する年條の上書の原文は、通鑑の上書の原文と大きく異なる。通鑑の引用は、後漢書同卷の序文に基づいているが、范曄はその文を引用文とはしていない。後漢紀の上書の部分を引用と認定したことは、校註を行った周天游氏の判斷によるのであろうか。いずれにしても、上書の記述に對する信用性は薄いので、案の書式を根據にこの「案」を強引に解釋することは差し控えたい。

RESEARCH ON THE OFFICIAL DOCUMENT
ENTITLED *DANG SHI ZHE AN* OF A. D. 17
IN THE REIGN OF WANG MANG 王莽:
A FOCUS ON THE MEANING OF “AN”

UKAI Masao

In the document *Ju-yan xin jian* (居延新簡), published in 1994, there are thirteen strips of an official accounts record of grain, together with one strip that verifies the fact that these thirteen strips were sent. These two kinds of strips are supposed to be included in one collection of documents, however, we could not use this particular collection for our study of Han Wooden Strips because of doubt regarding the relation between the contents of the collection and the place from which this collection of documents was excavated. This was because we regarded the “an” (案) in the title of the collection of documents as the draft, and the “*dang shi zhe an*” (當食者案) as the supposed quantity of food (i. e. grain) to be rationed.

In my research I examined Qin law to determine that the “*dang shi zhe*” (當食者) referred to the people who had the right to receive the rationed food, and that the “*dang shi zhe an*” (當食者案) referred to the record for the accounting of the food distributed to the people. This examination also provides a good indication of the fact that Qin law continued to permeate the Han bureaucratic system until the end of the dynasty.